

	課題別	内容
1	基本的事項	「教育・啓発」分野（心理面）に限定することなく、実態面の改善も含めた施策の総合的な推進計画を作成すること。 （理由）第1回検討委員会では、主に国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」について学習・検討したが、本委員会は「人権施策推進基本計画」に関する検討委員会である。各人権課題について、心理面の施策だけでは、人権課題は解決できない。 【対応状況】 新たな基本計画では、教育・啓発のみではなく、具体的な取組を素案に記載しました。
2	基本理念	憲法原則を根拠に構成される人権の立場から県人権施策の推進を明確にするために再掲すること。 2 計画の基本理念 この計画における基本理念は、「誰もが健やかに暮らせるやすらぎに満ちた社会」を実現することである。この基本理念のためには、県民一人ひとりの人権が尊重されるとともに、互いの人権を尊重し合うことが肝要である。人権とは、「人が人らしく生きていくために社会によって認められている権利」であり、誰もが生まれながらにして持っている、誰からも侵されることのない基本的権利である。日本国憲法の第11条では、侵すことのできない永久の権利として基本的人権が保障され、また、第13条では個人の尊重並びに幸福追求権が、第14条では平等の原則がうたわれている。一人ひとりの個性や生き方はみな違い、それぞれに多様性を持っている。それぞれが人間としての尊厳をもったかけがえのない存在であることを認識し、自分の人権のみならず他人の人権についても十分配慮し、その権利の行使に伴う責任を自覚しつつ共生することができるよう、その発達段階に応じて家庭や地域、その他様々な場を通じて人権意識が醸成されることが不可欠である。そのため、この計画に基づき人権施策を総合的に推進する。 【対応状況】 基本理念については素案に記載しました。なお、内容について、現在の人権をとりまく状況等を踏まえ、一部見直しています。
3	人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等	○県や市町村職員、学校教職員（いずれも会計年度任用職員を含む）、警察官、県立大学など、人権施策を推進する立場の人たちへの研修の強化を明記すべきである。 （理由）茨城県では公務員（市職員、会計年度任用職員、元学校教師）による部落差別事件が連続して発生した。またLGBTQの児童生徒に対して教師が差別を助長するような事例がアンケート調査等で多数報告されている。 【対応状況】 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修を行うことについて、素案に記載しました（p.11（3）⑤）。

	課題別	内容
4	インターネット	人権課題の分野は、法務省が挙げているだけでも、様々にあります。 ・女性の人権・こどもの人権・高齢者の人権・障害を理由とする偏見や差別 ・部落差別（同和問題）の解消・アイヌの人々に対する偏見や差別 ・外国人の人権の尊重・本邦外出身者に対する不当な差別的言動（注） ・感染症に関連する偏見や差別・ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別 ・刑を終えて出所した人及びその家族に対する偏見や差別・犯罪被害者及びその家族の人権への配慮 ・インターネット上の人権侵害・北朝鮮当局によって拉致された被害者等 ・ホームレスに対する偏見や差別・性的マイノリティに関する偏見や差別・人身取引 ・震災等の災害に起因する人権問題・ゲノム情報（遺伝情報）に関する偏見や差別 （注）「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」令和7年6月6日閣議決定から これらの問題にはインターネットが人権侵害のツールとして横断的に関わっています。従って、どの人権課題においても現状認識としてインターネットに触れることになろうと思います。 また、今後の施策については、インターネット上の人権侵害への取り組みとして、教育・啓発という施策はもちろん必須ですが、忘れてはならないのは、被害者対応の施策です。 【対応状況】 インターネットによる人権侵害への対応として、素案では、啓発・教育のみではなく、インターネットによる誹謗中傷等に関する相談対応、適切な専門機関の紹介といった支援体制の充実について記載しました（p.15）。
5	子ども	子どもの権利条約が学校の中で広まっていないので、教育の中に推し進めることをお願いしたい。 【対応状況】 「子どもの権利条約」の普及・啓発について、素案に記載しました（p.21）。
6	高齢者	高齢者の方々の人生最終章を安心して迎える事が出来る社会を構築していこうとの意識はかなり高くなってきていると思います。一方では2040年をピークに高齢者人口が増えていく状況をどのように支えて行けるかは課題が山積していると思います。 独居での生活ではどのような支援が求められるのか、家での生活が叶わなくなったときの選択の一つとして施設での生活を選択するのか。最後まで家で生活したいと願う場合にはどのような支援を必要とするのか、社会の資源があるのか等早急に対応を考えなければならないと思います。 また生活だけではなくて医療についてもご本人が望む医療とご家族が希望する医療との違いも常々感じているところです。ご本人の希望が必ずしもご家族の希望と一致するとは限らず、家族の強い希望を本人が受け入れるなどの例もみられることがあります。 また、施設で生活をされているなかで利用者さんからの暴言や暴力に対して職員から何かしらの行為を行うことは基本容認されることはありません。職員の中には蹴とばされたりつねられたり唾を吐きかけられたり暴力を受ける事もまれではありません。高齢者の人権は守られても職員の人権はいかにして守れば良いのかと本当に日々悩んでいる現状があります。 一方の人権を守られると同時にもう一方の人権がないがしろにされていることもあるという事をお伝えしたいと思います。 【対応状況】 高齢者の権利擁護への対応等について、素案に記載しました。（p.26-27）。
7	障害者	障害のある人の権利主張を後押しするような基本計画がでてくるとありがたい。 【対応状況】 障害のある方の権利擁護等について、素案に記載しました。（p.30-31）。
8	部落差別（同和問題）	隣保館の支援の所に広域隣保活動事業を含めること。 【対応状況】 広域隣保活動に関する事業について、素案に記載しました。（p.35）。

	課題別	内容
9	部落差別（同和問題）	居住する地域と関係が深い日本固有の差別問題である部落差別（同和問題）に関する各機関等が行う研修会への講師団に部落解放運動団体を含めること。 【対応状況】 現在、県政出前講座や県職員を対象としたの研修では、同和団体の行う研修を受けた県職員が講師を務め、「人権施策の取組」というテーマで、様々な人権課題を取り扱っており、部落差別（同和問題）も含まれております。これらの研修等における部落差別（同和問題）を含めた人権施策については、引き続き同和団体の研修を受けた県職員が研修を行ってまいります。
10	部落差別（同和問題）	部落差別解消推進法に第6条による意識調査を行うとともに、数年に一度意識調査を実施することを明確に掲載すること。 【対応状況】 毎年度、県民の人権意識を把握するため、インターネットによる調査を実施しています。部落差別（同和問題）については、「最近見聞きした社会問題」、「人権が侵害されたと感じた状況」、「力を入れるべき人権の分野」の設問で確認をしていますが、回答選択肢に「出身地などによる差別」、「社会的身分による差別待遇」のほかに、今後「部落差別（同和問題）」を追加することといたします。
11	部落差別（同和問題）	○国の基本計画では「部落差別（同和問題）」、県は「同和問題（部落差別）」と表記している。国に合わせて統一した表記にすべきである。 【対応状況】 素案では国の基本計画と同様の表記にしました。（p.32-34）。
12	部落差別（同和問題）	○県民意識調査（企業を含む）を、過去の調査と比較できる内容で、5年ごとに実施するべきである。（理由）最近では常総市が実施した。人権教育・啓発がどのような成果をあげているかを検証し、課題を把握するために不可欠である。県の「ネットリサーチ」は「人権は大事だと思うか」など総論が主で、各人権課題の内容までは分らない。 【対応状況】 毎年度、県民の人権意識を把握するため、インターネットによる調査を実施しており、各人権課題についても調査しています。今後も継続的に実施していく予定です。
13	部落差別（同和問題）	○県の意見具申でも、部落差別解消には「就労・産業」の取り組みが課題だとされており、一般対策に工夫した取り組みの推進を明記すべきである。 （理由）茨城県同和对策審議会意見具申（平成16年）「今後の施策の方向」「啓発、教育、就労・産業等の残された課題解決を図るため、行政は主体的に所要の施策を実施していく必要がある」 【対応状況】 一般対策の周知について、素案に記載しました（p.34-35）。
14	部落差別（同和問題）	○就職の機会均等を進めるために、学校や労働局、ハローワークとも連携し、中学、高校の卒業者が応募用紙や戸籍などの提出、面接などで公正採用指針に違反する事例がないか、点検する取り組みを進めること。 また企業への意識調査では、採用時のあり方の設問を設けること。 【対応状況】 公正採用に関して違反事例があった場合には、ハローワーク又は労働局に通報する制度があります。企業の公正採用選考人権啓発推進員に対する研修を引き続き充実させます。（p.35）

	課題別	内容
15	部落差別（同和問題）	1, 国「計画」の次の文章を、水戸法務局の統計実態や県内地域実情とも係わって正確に引用すること。「部落差別の問題に関する教育・啓発を行うに当たっては、その実態を踏まえて正確な情報を伝えるとともに、他の人権課題に関する教育・啓発の必要性・重要性や地域の実情を考慮し、その頻度や内容が適切なものとなるよう意識することが必要である。」 2, インターネット上の部落情報について、県民からの通報に対する相談・救済に対する迅速対応を関係機関に求める。とりわけAIの利活用について、誤情報（返答）を見極めるなど、教育・啓発（広報）が求められる。 【対応状況】 1, 記載内容については、素案を基に、各委員からの意見を踏まえる必要があると考えております。 2, インターネット上の部落情報について、県では法務局に対して削除要請しており、継続的に対応していきます。（p.13-15）・（p.34）
16	部落差別（同和問題）	・地方改善施設（設備）整備事業を掲載し周知徹底し活用すること。 ・社会福祉事業法の第2種社会福祉事業として、社会福祉施設（設備）整備事業において、隣保館整備事業を掲載し周知徹底すること。 ・隣保館運営事業に関して、①地域交流促進事業②継続的相談援助事業③広域隣保活動事業を掲載し周知徹底し利用すること。 【対応状況】 隣保館については、周辺地域（広域隣保活動）を含めた各種相談事業や啓発事業の推進について、素案に記載しました。（P.35(8)）
17	部落差別（同和問題）	・小規模零細地域農業基盤整備事業（条件不利地域）における事業の存在を掲載し周知徹底し活用すること。 ・小規模事業者等の産業振興を目的とした①経営技術等の相談、指導を行う巡回相談事業②経営、技術についての研修事業を掲載し周知徹底し活用すること。 ・35才以上の就職困難者制度（隣保事業連携方式）を掲載し周知徹底し活用すること。 ・人権問題啓発推進事業として、部落差別（同和問題）を明確に位置付け、農林漁業団体を対象として啓発推進事業の取り組みを周知徹底すること。 ・小規模事業者の振興のため、人権啓発に係る産業振興懇談会の中に、部落差別（同和問題）を明確に位置付け経済団体等に事業の取り組みを周知徹底すること。 ・職業選択の自由を確保するため公正な採用選考システムにおける人権啓発事業の中に、部落差別（同和問題）を明確に位置付け、事業の取り組みを周知徹底すること。 【対応状況】 一般対策の周知について、素案に記載しました（p.34-35）。
18	部落差別（同和問題）	・学校における人権教育について個別的課題である部落差別（同和問題）を明確に位置付けること。 ・社会教育における人権に関する学習活動の総合的推進の中に個別的課題である部落差別（同和問題）を明確に位置付けること。 【対応状況】 素案の「分野別施策の推進」の各人権課題に対する取組の中で、学校教育の中で正しい理解を広める教育・啓発の推進を図るよう明記しています。また、社会教育での学習機会の充実や県教育委員会が制作した人権問題啓発映画「ホーム」、同和教育啓発映画「三人兄妹」等の視聴覚教材を活用した学習機会の充実を促進するよう明記しています。（p.34-35）

	課題別	内容
19	部落差別（同和問題）	厚生労働省からの通知にもあるように、特に民生委員等に対する人権課題に関する理解が深まるよう、個別的な課題としての部落差別（同和問題）について、明確に位置付け周知徹底すること。 【対応状況】 部落差別（同和問題）について、素案では個別の人権課題として記載しています。（p.33-35）
20	外国人	○「茨城朝鮮初中高級学校」への補助金を支給すること。 （理由）県は従来から支給してきたが、国の見直し通達を受けて、「総合的判断」で支給を停止している。国は各県の自主的判断にゆだねており、令和4年度で10府県が支給している。学校教育現場に政治外交の問題を持ち込むべきではない。 国連の人種差別撤廃委員会の総括所見（2014年）は、「締約国が地方自治体に対して、朝鮮学校への補助金の支給を再開または維持するよう促すことを奨励する。」と勧告している。 【対応状況】 特定の学校に対する補助金支給については個別の事項であり、計画に盛り込むことはなじまないため、素案には盛り込んでいません。なお、県では現在外国人生徒支援などを実施しており、素案に記載しました（p.36）。
21	性的マイノリティ	計画策定にあたっては理念だけではなく、実効性のある具体的な取組を示すことが必要。 【対応状況】 理念だけではなく、具体的な取組を素案に記載しました。（p.53-55）。
22	ハラスメント	人権擁護の観点だけではなく、人権侵害の手法としてのハラスメントの防止についても大事。 【対応状況】 ハラスメントの防止について、素案に記載しました（p.57-58）。
23	各個別課題	各取り組みについて、実績のみではなく目標値や他県との比較が出来るものが必要。 【対応状況】 素案に人権施策の推進に係る指標を取入れました。
24	国「第2次計画」3 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保を県計画に反映を	人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接に関わる問題であることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発に関わる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いづれも好ましいものとは言えない。 もっとも、人権教育・啓発を実施する上で、国民から幅広く理解と共感を得られるものであることが必要であるという点を強調しすぎるが余り、あたかも「多数者（マジョリティ）」の理解が得られなければ「少数者（マイノリティ）」が権利を主張することができないかのように受け止められることがないよう、十分留意しなければならない。このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、人権侵害の被害を受けた当事者の声に真摯に向き合いつつも、特定の個人・団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。 【対応状況】 人権教育・啓発の在り方については、素案に記載し、それに基づき検討してまいります。

	課題別	内容
25	人権条例の制定	○「茨城県人権推進条例（仮称）」を制定すること。 （理由）県として、人権を守る基本的な立場を明確に示すためには、条例の制定が最大の県民への姿勢表明となる。現在、全国で20府県、380市町村が人権条例を制定している。また地元の被差別部落住民がネットにさらされる被害を受けた水戸、つくば、古河、土浦、常総、笠間、守谷、下妻、境、五霞の各首長からも条例制定の要望が出されている。 【対応状況】 まずは、人権施策推進基本計画に基づき、各種施策や事業を確実に実施して、人権啓発・人権教育を地道に進めていくことで、新たな基本計画が実効性のあるものとなるようにしていきたいと考えております。
26	人権条例の制定	人権が尊重される県条例の制定に向けて、他県の多く、さらに県外市町村の多くが人権尊重に係る条例を制定していることを踏まえ、茨城県として早期に人権が尊重される条例を制定する旨の記載をすること。 【対応状況】 まずは、人権施策推進基本計画に基づき、各種施策や事業を確実に実施して、人権啓発・人権教育を地道に進めていくことで、新たな基本計画が実効性のあるものとなるようにしていきたいと考えております。
27	課題の項目追加	○「犯罪被害者及びその家族」だけでなく、「えん罪被害者及びその家族」も加えるべきである。 （理由）袴田巖さんが、60年もの長期にわたって無実の死刑囚として人権を侵害された事件は、日本中に大きな衝撃を与えた。茨城県でも利根町の布川事件で桜井さんらが茨城県警に逮捕され、30年近く服役し、2011年に再審無罪判決を受けた。その後、国と茨城県の違法性に対して国家損害賠償も認められた。 しかし茨城県警からの謝罪もなく、そのような姿勢によって地元住民の偏見も解消されず、桜井さんたちは故郷に住むことができなかった。両親らも周囲から「犯罪人の家族」という偏見と差別に苦しめられた。 【対応状況】 国において再審制度の見直しが検討されており、今後の動向を注視していきます。